



平成 22 年 11 月 9 日

各 位

会社名 コンビ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 松浦 弘昌
 (コード番号 7935 東証1部)
 問合せ先 執行役員経営企画部長 熊倉 稔
 (TEL. 03-5828-7663)

ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成22年11月9日開催の取締役会において、以下のとおり、マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）（注）の一環として行われるパインホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の取締役会決議は、公開買付者による本公開買付け及びその後の一連の手続きにより当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われるものです。

（注）マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、金融投資家と共同するなどして、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	パインホールディングス株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区内神田三丁目16番9号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 松浦 弘昌	
(4) 事 業 内 容	当社の株券等の取得及び保有すること等	
(5) 資 本 金	500 千円（平成 22 年 11 月 9 日現在）	
(6) 設 立 年 月 日	平成 22 年 10 月 22 日	
(7) 大株主及び持株比率	松浦興産株式会社 100%	
(8) 上場会社と公開買付者の関係	資本関係	当社と公開買付者の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の完全親会社である松浦興産株式会社は、平成 22 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数から平成 22 年 9 月 30

		日現在の当社の保有する自己株式数を除いた株式数の12.68% (2,084,320株)を保有しております。
	人的関係	公開買付者の代表取締役である松浦弘昌は、当社の代表取締役社長を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の主要株主である松浦興産株式会社の完全子会社であり、当社の関連当事者に該当します。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成22年11月9日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしました。

一方、当社は、上記取締役会において、本新株予約権（注）については、全てが当社の取締役に對するストックオプションとして発行されたものであることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしております。

なお、上記取締役会においては、公開買付者の代表取締役及び公開買付者の完全親会社である松浦興産株式会社（以下「松浦興産」といいます。）の株主であり、かつ、その保有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後には公開買付者に出資することを公開買付者との間で予め合意している、当社の代表取締役社長である松浦弘昌、並びに公開買付者の完全親会社である松浦興産の株主及び取締役であり、かつ、その保有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後には公開買付者に出資することを公開買付者との間で予め合意している、当社の取締役会長である松浦康雄は、いずれも本公開買付けを含む本取引について当社との間で利益が相反するものと認められることから、本公開買付けの公正性を担保するため、本公開買付けを含む本取引に係る議案の審議及び決議に参加していません。

この他、上記取締役会には、社外監査役を含む当社監査役全員が出席し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

（注）本新株予約権とは、平成22年6月29日開催に係る当社の定時株主総会及び取締役会の決議に基づき発行された新株予約権をいいます。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要等につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日現在において、松浦興産が、その発行済株式の全てを保有する株式会社であり、当社普通株式及び本新株予約権を取得及び保有することを主たる目的として、平成22年10月22日に設立されました。松浦興産は、本日現在において、①公開買付者の代表取締役及び当社の代表取締役社長である松浦弘昌、②松浦弘昌の父であり、かつ、当社の取締役会長でもある松浦康雄、③松浦弘昌の弟である松浦康詞氏、④松浦弘昌の叔父である松浦義二氏、⑤松浦義二氏の子であり、かつ、当社の主要株主であるフジモトHD株式会社（以下「フジモトHD」とい

ます。)の代表取締役副社長でもある松浦由治氏、⑥松浦義二氏の配偶者である松浦崇子氏、⑦松浦弘昌の叔父である松浦久晴氏の子である松浦吉晃氏、⑧松浦弘昌の叔母である松下功子氏、⑨松浦弘昌の親族と関連のある法人であるミナモアムスビーブイ、並びに⑩上記①乃至⑧以外の松浦弘昌の親族が、併せて、その発行済株式の全てを保有する株式会社であり、松浦義二氏が代表取締役に就任しております。また、松浦興産は、本日現在、当社株式2,084,320株(当社が平成22年11月9日に公表した平成23年3月期第2四半期決算短信(連結)に記載された平成22年9月30日現在の当社の保有する自己株式1,522,517株を除く、当社が平成22年8月13日に提出した第55期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の当社の発行済株式総数(17,959,158株)に占める割合(以下「保有割合」といいます。))にして12.68%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算においては、別段の定めがない限り、同様に計算しております。))を保有しており、当社の主要株主であります。

今般、公開買付者は、マネジメント・バイアウト(MBO)のための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、当社の発行済普通株式の全て(ただし、当社の保有する自己株式(平成22年9月30日現在の保有株式数1,522,517株)、当社の主要株主であり松浦弘昌の親族が代表取締役を務めるフジモトHDの保有する当社株式(保有株式数2,330,670株、保有割合にして14.18%)の一部(500,000株、保有割合にして3.04%)、並びに松浦弘昌の親族と関連のある法人である松浦興産(保有株式数2,084,320株、保有割合にして12.68%)、Matsuura Enterprises B.V.(保有株式数はマツウラエンタープライズビーブイ名義で保有していた660,000株と併せて694,000株、保有割合にして4.22%)、有限会社ピーアンドエム(保有株式数635,000株、保有割合にして3.86%)及びエセル有限会社(保有株式数333,200株、保有割合にして2.03%)(以下、これらをフジモトHDと併せて「非応募予定株主」と総称します。)の保有する当社株式(保有株式数合計3,746,520株、保有割合にして22.79%)(以下、フジモトHDの保有する当社株式の一部(500,000株)と併せて「非応募対象株式」といいますが、非応募予定株主が、非応募対象株式に相当する別個の種類の当社株式を保有するに至った場合には、当該別個の種類の当社株式をも指すものとします。以下同じです。)を除きます。なお、本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される当社普通株式を含むものとします。)及び本新株予約権の全てを取得し、当社普通株式を非上場化させるべく、本公開買付けを実施いたします。

上記のとおり、本公開買付けは、当社の発行済普通株式の全て(ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、当社普通株式を非上場化することを目的としているため、①上記第55期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の当社の発行済株式総数(17,959,158株)に、公開買付期間末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある当社普通株式の最大数(19,500株)(平成22年7月22日以降、本日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された当社普通株式を含みます。)を加えた株式数から、上記平成23年3月期第2四半期決算短信(連結)に記載された平成22年9月30日現在の当社の保有する自己株式数(1,522,517株)、公開買付者との間で本公開買付けへの応募に係る合意が成立している当社普通株式合計3,169,260株(以下「応募対象株式」といい、その詳細は下記参照。)及び非応募対象株式の合計数(4,246,520株)を控除した株式数(9,040,361株)の3分の2超に相当する株式数(6,026,908株)、並びに②応募対象株式の合計数(3,169,260株)の2つを合計して求められる株式数(9,196,168株、保有割合にして55.95%)を

買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記と同様の理由から、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、公開買付者は、松浦弘昌の親族と関連のある法人であるMinamo Antilles N.V.（保有株式数159,500株、保有割合にして0.97%）及び松浦不動産株式会社（保有株式数70,000株、保有割合にして0.43%）、並びに松浦弘昌（保有株式数115,070株（ただし、当社の役員持株会における松浦弘昌の持分に相当する株式の数を除く。）、保有割合にして0.70%）、松浦康雄（保有株式数390,170株（ただし、当社の役員持株会における松浦康雄の持分に相当する株式の数を除く。）、保有割合にして2.37%）、松浦由治氏（保有株式数182,810株、保有割合にして1.11%）、松浦久晴氏（保有株式数146,370株、保有割合にして0.89%）及び松下功子氏（保有株式数274,670株、保有割合にして1.67%）（以下これらの法人及び個人を併せて「応募予定株主」と総称します。）から、それぞれが保有する当社普通株式の全て（合計1,338,590株、保有割合にして8.14%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。加えて、公開買付者は、当社の主要株主であるフジモトHDから、その保有する当社株式（保有株式数2,330,670株、保有割合にして14.18%）の一部（1,830,670株、保有割合にして11.14%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。他方で、公開買付者は、フジモトHDを含む非応募予定株主のそれぞれから、その保有する非応募対象株式（合計4,246,520株、保有割合にして25.84%）について、本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付者の事前承諾がある場合を除き、譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わない旨の同意を得ております。

さらには、本公開買付けが成立したものの、これにより公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後において、公開買付者は、当社に対して下記「（４） 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続（以下「本完全支配化手続」といいます。）の実行を要請し、本完全支配化手続を経て、公開買付者が当社の発行済株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得することを予定しています。本完全支配化手続が完了した後においては、当社の株主として公開買付者及び非応募予定株主の全部又は一部が想定されますが、最終的な各株主の当社に対する出資比率については、本日現在、確定しておりません。なお、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、これにより公開買付者が本新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、当社に対して、本新株予約権の取得、本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続等を要請する予定であります。また、これらの手続を実行後、公開買付者は、当社との間で吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しております。

本取引は、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の完全親会社である松浦興産の発行済株式の全ては、当社の代表取締役社長である松浦弘昌及びその親族等により保有されており、松浦弘昌は、本取引後も、特段の事情がない限り、継続して当社の経営にあたる予定です。その他、本公開買付け後における当社の経営体制等の詳細については、今後、当社と協議しながら決定していく予定です。

また、公開買付者は、応募予定株主から、本公開買付けの決済後一定期間以内において、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準

として合理的に算定される額とし、かつ、応募予定株主それぞれの払込金額の総額は、本公開買付けの決済に伴い公開買付者より受領する金銭相当額のうち一定の金額以上とします。)の同意を得ております。

また、公開買付者は、フジモトHDを除く非応募予定株主から、本完全支配化手続に関連して当社より金銭を受領した場合、当該金銭相当額のうち一定の金額以上を払込金額の総額として、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とします。）の同意を得ております。

さらには、公開買付者は、フジモトHDから、①本完全支配化手続の結果、フジモトHDが当社株式を一切保有しないこととなった場合、本完全支配化手続に関連して当社より受領する金銭相当額のうち一定の金額以上を払込金額の総額として、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とします。）、及び②公開買付者及び松浦興産が保有する当社株式又は松浦興産が保有する公開買付者株式の全部が第三者に譲渡される場合、公開買付者及び松浦興産の要請に従い、当該譲渡に係る条件と同等の条件において、フジモトHDが自ら保有する当社及び公開買付者の株式の全部を当該第三者に譲渡する旨の同意を得ております。その他、本日現在においては確定しておりませんが、応募予定株主及び非応募予定株主以外の松浦弘昌の親族等が、本日以降における公開買付者との交渉に基づき別途公開買付者との間で合意等を行うことにより、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける可能性もあります。これらの新規発行に係る公開買付者株式の引受け（以下「本第三者割当増資」といいます。）が完了した後においては、当該引受けを行った応募予定株主、非応募予定株主その他の松浦弘昌の親族等が公開買付者の株主となりますが、最終的な各株主の公開買付者に対する出資比率については、本日現在、確定していません。

この他、本公開買付けに係る決済に要する資金として、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、野村キャピタル・インベストメント株式会社から154億円を上限とした融資（以下「本件買収ローン」といいます。）を受けることを予定しています。本件買収ローンに係る融資条件の詳細については、別途、野村キャピタル・インベストメント株式会社との間で協議の上、本件買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本件買収ローンにおける契約においては、通常買収ローンに規定される貸出実行条件、誓約事項等の契約条件と同様の契約条件が規定される予定です。

特に本件買収ローンに関しては、①松浦興産が保有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する当社普通株式その他公開買付者の所有に係る一定の資産等に対して担保権が設定されること、②本完全支配化手続において当社が全部取得条項（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）の付された普通株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式を除きます。）を取得した日以降は、当社及びその子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、当社の一定の資産等を本件買収ローンの担保に提供させること、並びに③非応募対象株式（ただし、フジモトHDの保有に係るものを除きます。）及び応募予定株主、非応募予定株主（ただし、フジモトHDを除きます。）その他の松浦弘昌の親族等が、本第三者割当増資の引受けにより取得する公開買付者株式に対して担保権が設定されることなどが、予定されています。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和 32 年に医療機器及び医療補助材の製造並びに医薬品の販売を主目的に三信株式会社として設立され、昭和 36 年に合成樹脂製品の製造・加工技術を持つミマツ化学株式会社を吸収合併し、「コンビ」の商標で哺乳瓶、おまる、乳幼児食器の製造を開始しました。その後、昭和 43 年に商号を「コンビ株式会社」に改称し、本格的にベビー用品の展開を開始し、プラスチック加工技術を活かした「スワンのおまる」の展開を契機に「ベビー用品のコンビ」の認知を広め、その後、ベビーラック、ベビーバス、おもちゃなど積極的にアイテムを増やし、昭和 52 年にはベビーカー、昭和 54 年にはチャイルドシート製造・販売を始め、「ベビー用品総合メーカー」としての地位を確立しました。現在は、当社の主力事業であるベビー・玩具事業に加えて、アパレル、育児環境支援、機能性食品などに事業領域を拡大し、アジア・北米地域を中心としてグローバルに事業を展開しております。

当社グループを取り巻く近年の経営環境は、中国市場においては人口増加に伴う需要拡大に合わせてベビー用品市場においても堅調な拡大が期待できる一方、当社の主力マーケットである国内市場においては、これまで新生児数が過去 10 年において約 10%減少するなど近年市場規模の縮小傾向が著しく、かつ、今後も出生数が長期的に減少トレンドを継続する見通しであり、持続的な事業規模の拡大は極めて難しい状況にあります。また、近年は欧米ブランドの国内市場参入が加速し、高価格帯市場での当社グループとの競争が激化する一方、低価格指向の消費者の増加傾向を受けて、小売店が低価格なアジアブランドの取扱いを拡大させるなど、消費者指向の二極化傾向が強まる中、当社は今後のブランド戦略に関して非常に難しい舵取りを迫られております。また、北米市場においては財政金融政策の効果などにより、リーマンショック後の危機的状況を脱し、落ち着きを取り戻しているものの、個人消費の動向は依然不透明な状況にあります。

当社の近年の業績は、上記のとおり国内市場・北米市場の個人消費低迷の影響が著しく、連結売上高は減少傾向にある状況です。このような状況に対処すべく、当社グループは新製品の継続的投入や経費削減及び原価低減に努めた結果、営業利益及び営業利益率の構造的な低下傾向には陥っていないものの、当社が強みとする常に先進的な商品をユーザーに提供するための企画開発力や当社ブランドの根幹である高い品質・安全性を追求する体制を今後も維持したまま更なる追加的なコストダウンを実現することは非常に困難であると言わざるを得ません。

さらに、当社は平成 22 年 8 月 3 日に平成 23 年 3 月期第 2 四半期の連結・個別業績予想を上方修正し、また平成 22 年 10 月 29 日に平成 23 年 3 月期第 2 四半期及び通期の連結・個別業績予想を上方修正しているものの、その主な要因は円高進行に伴う仕入高における為替差益のメリットであり、原材料価格の上昇・カントリーリスクの顕在化等が原価上昇圧力として業績に及ぼす影響は依然として存在し、各消費市場の先行きは依然不透明と言わざるを得ません。

上記のような状況を踏まえて、公開買付者の代表取締役及び当社の代表取締役社長である松浦弘昌は、当社グループを取り巻くこのような厳しい経営環境の中で、当社グループが経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、意思決定の迅速化、機動的な組織改革の実現、グローバルな事業展開の更なる推進など、中長期的視点に立った従来の延長線上ではない抜本的な構造改革を実施することが必要不可欠であると考えました。

しかし、こうした抜本的な構造改革を実施するにあたっては、不採算事業に対する経営資源投入による一時的な収益の悪化や、新規事業立ち上げに伴う設備投資・研究開発費等の一時的なキ

キャッシュアウト負担増加、また事業領域のグローバル化加速に伴う為替リスクの増大など、必ずしも資本市場から十分な評価を得られず、一般株主の皆様へマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらには、当社が中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な構造改革を機動的に遂行するためには、短期的な業績の変動に左右されることなく、当社の経営陣及び従業員が一丸となって取り組むことが必要であります。

また、当社は、平成14年3月には店頭市場から東京証券取引所市場第二部に株式を上場し、平成15年3月には東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されており、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、当社には、現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、他方で、資本市場に対する規制強化により、株式の上場を維持するために必要なコスト（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等）は、今後、益々増大することが見込まれることから、今後も継続して株式の上場を維持することの意義について再検討を迫られる状況にありました。

これらの状況を踏まえ、松浦弘昌は、当社の一般株主の皆様に対して抜本的な構造改革に伴い発生するリスクの負担が及ばぬように回避しつつ、当社が永続的な成長を続ける企業体質を有する企業へ変革するためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、当社の創業家の一員である松浦弘昌及びその親族等が上記のリスクを引き受け、当該松浦弘昌及びその親族等による迅速な意思決定の実現を図る目的を達成するため、それらの資産管理会社である松浦興産の傘下に公開買付者を設立し、公開買付者が当社の発行済株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得し、当社普通株式を非上場化することが最も有効な手段であるという結論に至りました。

以上のような考え方にに基づき、松浦弘昌は、平成22年6月よりマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性についての予備的な検討を開始し、さらに松浦弘昌の親族等との間で協議を重ね、上記の理念について大枠の合意を得たことを踏まえて、同年9月下旬ころよりマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性を精査すべく買収監査等を実施し、同時並行で公開買付者の設立手続を進めて参りました。

公開買付者及び松浦弘昌は、その後の当社との協議・検討を経て、当社から、本取引についての賛同・協力を得られる見込みがあると判断するに至りました。そしてこれらの検討結果等を受けて、松浦弘昌の親族等である一部株主との間で、その保有する当社普通株式に係る本公開買付けへの応募又は非応募の合意を得た上で、公開買付者は平成22年11月9日に、本公開買付けをはじめとする本取引の実施を正式に決定したとのことです。

なお、本取引は、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の完全親会社である松浦興産の発行済株式の全ては、当社の代表取締役社長である松浦弘昌及びその親族等により保有されており、松浦弘昌は、本取引後も、特段の事情がない限り、継続して当社の経営にあたる予定です。その他、本公開買付け後における当社の経営体制等の詳細については、今後、当社と協議しながら決定していく予定です。

当社は、公開買付者からの本取引の提案を受け、公開買付者及び松浦興産並びに当社から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）及び本取

引に関するリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所からの助言等を踏まえ、上記のような当社が置かれている状況を総合的に考慮して協議・検討及び公開買付者との交渉を行った結果、本取引により当社普通株式を非上場化することが当社にとっても、当社の一般株主の皆様にとっても最善の選択であるとの結論に達するとともに、下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、KPMGの作成に係る株式価値算定書並びに社外取締役及び社外監査役からの意見等を踏まえ、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、当社の株主の皆様にとって妥当なものであり、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成22年11月9日開催の取締役会において、松浦弘昌及び松浦康雄を除く当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしました。

一方、当社は、本新株予約権に関しては、全てが当社の取締役に対するストックオプションとして発行されたものであることから、上記取締役会において、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしております。

なお、上記取締役会においては、公開買付者の代表取締役及び公開買付者の完全親会社である松浦興産の株主であり、かつ、その保有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後には公開買付者に出資することを公開買付者との間で予め合意している、当社の代表取締役社長である松浦弘昌、並びに公開買付者の完全親会社である松浦興産の株主及び取締役であり、かつ、その保有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後には公開買付者に出資することを公開買付者との間で予め合意している、当社の取締役会長である松浦康雄は、いずれも本公開買付けを含む本取引について当社との間で利益が相反するものと認められることから、本公開買付けの公正性を担保するため、本公開買付けを含む本取引に係る議案の審議及び決議に参加しておりません。また、上記取締役会には、社外監査役を含む当社監査役全員が出席し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

この他、当社は、平成22年11月9日に「平成23年3月期の配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当社は、平成22年11月9日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成23年3月期の期末配当を行わないことを決議し、平成23年3月期期末配当予想を修正しております。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定する意思決定過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 価格の妥当性についての検討

公開買付者の完全親会社である松浦興産は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性を担保するため、当該買付価格を決定するにあたり、松浦興産及び公開買付者並びに当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼するとともに、当社普通株式及び本新株予約権の取得及び保有等を目的として平成22年10月22日付で公開買付者を設立しました。また、松浦興産は、野村證券に対して、公開買付者に対しても当社の株式価値の算定に関する資料を提供し、当社の株式価値の算定に関する説明を行うよう依頼しております。なお、松浦興産のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値算定を行い、松浦興産及び公開買付者は野村證券から平成22年11月9日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得いたしました（なお、松浦興産及び公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	662円～692円
類似会社比較法	952円～1,242円
DCF法	918円～1,192円

まず、市場株価平均法では、平成22年11月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の基準日終値（684円）、直近の業績予想修正の公表翌営業日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。以下同じです。）である平成22年11月1日から基準日までの平均（676円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近1ヶ月平均（662円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月平均（692円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月平均（690円、ただし小数点以下を四捨五入）を元に、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を662円から692円までと分析しています。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を952円から1,242円までと分析しています。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成23年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を918円から1,192円までと分析しています。また、当社の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

公開買付者は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の分析結果を参考にし、かつ、当社普通株式の市場株価動向等、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われた公開買付けの過去事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、本取引に関して実施された買収監査の結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに

対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に当社普通株式が上場廃止となることが見込まれており当社の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案した上で、当社との協議・交渉及び応募予定株主との間の合意を経て、最終的に平成22年11月9日において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり1,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成22年11月8日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値684円に対しては46.20%、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日から遡る過去1ヶ月間の当該終値の単純平均値662円（小数点以下を四捨五入）に対しては51.06%、同過去3ヶ月間の当該終値の単純平均値692円（小数点以下を四捨五入）に対しては44.51%、同過去6ヶ月間の当該終値の単純平均値690円（小数点以下を四捨五入）に対しては44.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっています。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、全て当社の取締役に対するストックオプションとして発行されたものであります。そのため、本新株予約権については、(i)新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から原則10日間以内に限り、当該新株予約権を行使できる等の行使条件が付され、(ii)譲渡による当該新株予約権の取得については当社の取締役会の決議による承認を要するものとされております。このような本新株予約権の内容に照らすと、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本公開買付けにおける本新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

一方、当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の妥当性を検討するにあたって、公開買付者及び松浦興産並びに当社から独立した第三者算定機関であるKPMGを選任し、KPMGに当社普通株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、KPMGは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

KPMGは、当社普通株式の株式価値算定のために必要となる情報を収集・検討するため、当社から事業の現状及び将来の事業計画等（注1）について説明を受け、資料を取得しています。KPMGは、それらに基づき、市場株価平均法、DCF法の各手法を用いて当社の株式価値算定を行い、当社は、平成22年11月9日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「対象者算定書」といいます。）を受領しました。

上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	662円～692円
DCF法	928円～1,098円

市場株価平均法では、平成22年11月8日を基準日として、基準日、直近1ヶ月、直近3ヶ月、直近6ヶ月、及び当社による直近の業績予想修正公表日以降の最初の営業日である平成22年11月1日から基準日までの各期間における、東京証券取引所市場第一部の当社市場株価終値平均値をもとに、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を分析しています。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成23年3月期以降の当社の将来の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を分析しています。KPMGの分析は、当社が重

要な事業の譲渡、清算等を予定しておらず、今後も現在の事業を継続することを前提とした、継続企業としての価値に基づいております。

また、当社取締役会は、平成22年11月9日付で、KPMGから、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、一定の前提の下に（注2）、買付者の特別関係者に該当する当社の応募予定株主及び非応募予定株主以外の一般株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

（注1）KPMGがDCF法による株式価値の算定に際して用いた当社の事業計画は、当社の平成22年10月29日付「業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表いたしました平成23年3月期第2四半期（累計）連結業績予想数値及び平成23年3月期通期連結業績予想数値の修正内容を織り込んでいます。

（注2）KPMGは、対象者算定書及び上記意見書の提出にあたり、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、これらの資料及び情報が全て正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性及び完全性について独自の検証を行っていないとのことです。また、KPMGは、当社又は当社の子会社の個別の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、かかる評価書または鑑定書も取得しておりませんが、KPMGの算定に影響を与える未開示の重要事実並びに影響を与える可能性のある偶発債務、簿外債務及び訴訟等が存在していないことを当社から確認しており、それを前提としているとのことです。加えて、KPMGは、当社の財務予測が、当社の経営陣による現時点における最善の予測と判断に基づき、合理的かつ適切な手続きに従って作成されていることを前提としており、かかる財務予測の前提および実現可能性について何ら意見表明を行うものではないとのことです。KPMGの上記意見書は、平成22年11月8日現在の経済環境、規制環境、市場環境その他の状況を前提とし、かつ、当該日時点までにKPMGが入手した情報に基づき作成されたものとのことです。

② 独立のリーガル・アドバイザーからの助言

当社の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガル・アドバイザーとして公開買付者及び松浦興産並びに当社から独立した第三者である佐藤総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。同事務所は、必要に応じて当社の取締役会との間で複数回協議し、また、本取引及び本公開買付けに関する質疑応答を行うことにより、その法的助言にあたり関連する情報を取得しております。

当社の取締役会は、佐藤総合法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、本取引及び本公開買付けの具体的な条件等について慎重に協議・検討を行いました。

③ 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

当社の代表取締役社長である松浦弘昌は、本日現在において公開買付者の代表取締役及び公開買付者の完全親会社である松浦興産の株主であり、かつ、その保有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後には公開買付者に出資することを公開買付者との間で予め合意しており、また当社の取締役会長である松浦康雄は本日現在において公開買付者の

完全親会社である松浦興産の株主及び取締役であり、かつ、その保有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後には公開買付者に出資することを公開買付者との間で予め合意しているため、いずれも本公開買付けを含む本取引について当社との間で利益が相反するものと認められることから、本公開買付けの公正性を担保するため、当社の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において本取引に関する公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成22年11月9日開催の当社の取締役会には、松浦弘昌及び松浦康雄を除く当社の取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を勧めること、並びに本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議しております。また、上記取締役会には、社外監査役を含む当社監査役全員が出席し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

④ 社外取締役及び社外監査役による協議・検討

当社の社外取締役である古谷昇氏並びに社外監査役である公文敏雄氏、高崎英雄氏及び塚田道明氏は、本取引の公正性、透明性及び客観性を高めるべく、当社の取締役会とは別の機会に、佐藤総合法律事務所から、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法等についての恣意性の排除等に関する法的助言を受け、また、KPMGから、株式価値算定の手法及び算定過程において考慮すべき事項等について説明を受けたうえで協議・検討を行いました。その結果、上記各社外役員から、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議はない旨の意見が出され、当社の取締役会に報告されました。

⑤ 各買付価格等の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けにおける各買付価格の公正性の担保に配慮しております。また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付け、特にその各買付価格の公正性の担保に配慮しております。

⑥ 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、(i)当社が平成22年8月13日に提出した第55期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の当社の発行済株式総数(17,959,158株)に、公開買付期間末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある当社普通株式の最大数(19,500株)(平成22年7月22日以降本日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された当社普通株式を含みます。)を加えた株式数から、当社が平成22年11月9日に公表した平成23年3月期第2四半期決算短信(連結)に記載された平成22年9月30日現在の当社の保有する自己株式数(1,522,517株)、応募対象株式の合計数(3,169,260株)及び非応募対象株式

の合計数（4,246,520株）を控除した株式数（9,040,361株）の3分の2超に相当する株式数（6,026,908株）、並びに（ii）応募対象株式の合計数（3,169,260株）の2つを合計して求められる株式数（9,196,168株、保有割合にして55.95%）の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、応募対象株式の応募に加えて、当社の保有する自己株式、応募対象株式及び非応募対象株式以外の当社普通株式の3分の2を超える応募がない場合には、本取引を行わないこととし、当社の株主の皆様の意思を尊重し得る仕組みを採用しているとのことです。

（４） 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、これにより当社の発行済普通株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後において、以下の方法により、本完全支配化手続、すなわち、公開買付者が当社の発行済株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得するための手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、①当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別個の種類の株式を発行できるようにすることで、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付すること（ただし、当該別個の種類の当社株式について上場申請は行わない予定です。）を付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①の付議議案に対するご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記②の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日に、上記②に係る定款の一部変更を付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定です。なお、本公開買付けが成立し、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、公開買付者は、非応募予定株主より、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する旨の同意を得ております。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、当社の保有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（ただし、当社を除きます。）の皆様には当該取得の対価として別個の種類の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類の当社株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の当社株式の売却の結果、当該各株主の皆様に対して交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにお

ける普通株式1株当たりの買付価格に当該各株主の皆様が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除く当社の発行済株式の全てを自らが保有することとなるよう、公開買付者及び非応募予定株主以外の、本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主の皆様に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを当社に対して要請する予定であります。なお、本公開買付け後における公開買付者及び非応募予定株主以外の当社株式の株主の皆様は、当社の保有する自己株式のみを除く当社の発行済株式の全て又は当該自己株式のほか非応募対象株式の一部のみを除く当社の発行済株式の全てを自らが保有することとなるよう、公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募予定株主の一部以外の、本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主の皆様に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを当社に対して要請する可能性もあります。この場合における非応募予定株主又は当該一部の非応募予定株主を除いた残りの非応募予定株主の取扱いについては、下記「3. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」記載の非応募予定株主との間の合意事項の概要をご参照ください。

公開買付者は、原則として、本公開買付けの決済日後3ヶ月以内を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会が開催され、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに本完全支配化手続を完了させることを予定しております。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたものと考えられる会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの(i) 又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者及び非応募予定株主の株券等所有割合、公開買付者及び非応募予定株主以外の当社株式の株主の皆様は、当社の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況などによっては、実施に時間を要し、又は実施の方法若しくは有無に変更が生じる可能性があります。ただし、上記方法を変更する場合でも、公開買付者は、公開買付者及び非応募予定株主以外の、本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主の皆様（又は公開買付者のみ若しくは公開買付者及び非応募予定株主の一部以外の、本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主の皆様）に対して、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。なお、上記状況などによっては当社の保有する自己株式のみ又は当該自己株式及び非応募対象株式の一部のみを除きます。）を保有することを予定しております。この場合における当該当社株式の株主の皆様に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格に当該各株主の皆様が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、当社と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

この他、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、これにより公開買付者が本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、当社に対して、本新株予約権の取得、本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続等を要請する予定であります。

公開買付者は、上記各手続の実行後、平成23年7月を目途に、本合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様各位において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、その後、公開買付者は、適用ある法令及び上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続に従って、自らが当社の発行済株式の全て（ただし、当社の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、その場合にも、当社普通株式は、上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、当社普通株式が上場廃止となった場合は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

3. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、応募予定株主から、それぞれが保有する当社普通株式の全て（合計1,338,590株、保有割合にして8.14%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのことです。加えて、公開買付者は、当社の主要株主であるフジモトHDから、その保有する当社株式（保有株式数2,330,670株、保有割合にして14.18%）の一部（1,830,670株、保有割合にして11.14%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。他方で、公開買付者は、フジモトHDを含む非応募予定株主から、その保有する非応募対象株式（合計4,246,520株、保有割合にして25.84%）について、本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付者の事前承諾がある場合を除き、譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わない旨の同意を得ております。

また、公開買付者は、応募予定株主から、本公開買付けの決済後一定期間以内において、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とし、かつ、応募予定株主それぞれの払込金額の総額は、本公開買付けの決済に伴い公開買付者より受領する金銭相当額のうち一定の金額以上とします。）の同意を得ております。

また、公開買付者は、フジモトHDを除く非応募予定株主から、本完全支配化手続に関連して当社より金銭を受領した場合、当該金銭相当額のうち一定の金額以上を払込金額の総額として、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株

式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とします。)の同意を得ております。

さらには、公開買付者は、フジモトHDから、①本完全支配化手続の結果、フジモトHDが当社株式を一切保有しないこととなった場合、本完全支配化手続に関連して当社より受領する金銭相当額のうち一定の金額以上を払込金額の総額として、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨(引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とします。)、及び②公開買付者及び松浦興産が保有する当社株式又は松浦興産が保有する公開買付者株式の全部が第三者に譲渡される場合、公開買付者及び松浦興産の要請に従い、当該譲渡に係る条件と同等の条件において、フジモトHDが自ら保有する当社及び公開買付者の株式の全部を当該第三者に譲渡する旨の同意を得ております。

この他、公開買付者によれば、非応募予定株主より、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、本完全支配化手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ているとのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

上記「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」をご参照ください。

以 上

※ 添付資料：

平成22年11月9日付「コンビ株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 22 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 パインホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 松浦 弘昌

コンビ株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

パインホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 11 月 9 日、以下のとおり、コンビ株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び平成 22 年 6 月 29 日開催に係る対象者の定時株主総会及び取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在において、松浦興産株式会社（以下「松浦興産」といいます。）が、その発行済株式の全てを保有する株式会社であり、対象者普通株式及び本新株予約権を取得及び保有することを主たる目的として、平成 22 年 10 月 22 日に設立されました。松浦興産は、本日現在において、①公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である松浦弘昌、②松浦弘昌の父であり、かつ、対象者の取締役会長でもある松浦康雄氏、③松浦弘昌の弟である松浦康詞氏、④松浦弘昌の叔父である松浦義二氏、⑤松浦義二氏の子であり、かつ、対象者の主要株主であるフジモトHD株式会社（以下「フジモトHD」といいます。）の代表取締役副社長でもある松浦由治氏、⑥松浦義二氏の配偶者である松浦崇子氏、⑦松浦弘昌の叔父である松浦久晴氏の子である松浦吉晃氏、⑧松浦弘昌の叔母である松下功子氏、⑨松浦弘昌の親族と関連のある法人であるミナモアムスビーブイ、並びに⑩上記①乃至⑧以外の松浦弘昌の親族が、併せて、その発行済株式の全てを保有する株式会社であり、松浦義二氏が代表取締役に就任しております。また、松浦興産は、本日現在、対象者株式 2,084,320 株（対象者が平成 22 年 11 月 9 日に公表した平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信（連結）に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式 1,522,517 株を除く、対象者が平成 22 年 8 月 13 日に提出した第 55 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（17,959,158 株）に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして 12.68%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算においては、別段の定めがない限り、同様に計算しております。））を保有しており、対象者の主要株主であります。

今般、公開買付者は、マネジメント・バイアウト（MBO）（注）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式（平成 22 年 9 月 30 日現在の保有株式数 1,522,517 株）、対象者の主要株主であり松浦弘昌の親族が代表取締役を務めるフジモトHDの保有する対象者株式（保有株式数 2,330,670 株、保有割合にして 14.18%）の一部（500,000 株、保有割合にして 3.04%）、並びに松浦弘昌の親族と関連のある法人である松浦興産（保有株式数 2,084,320 株、保有割合にして 12.68%）、Matsuura Enterprises B.V.（保有株式数はマツウラエンタープライズビーブイ名義で保有していた 660,000 株と併せて 694,000 株、保有割

合にして 4.22%)、有限会社ピーアンドエム（保有株式数 635,000 株、保有割合にして 3.86%）及びエセル有限会社（保有株式数 333,200 株、保有割合にして 2.03%）（以下、これらをフジモトHDと併せて「非応募予定株主」と総称します。）の保有する対象者株式（保有株式数合計 3,746,520 株、保有割合にして 22.79%）（以下、フジモトHDの保有する対象者株式の一部（500,000 株）と併せて「非応募対象株式」といいますが、非応募予定株主が、非応募対象株式に相当する別個の種類の対象者株式を保有するに至った場合には、当該別個の種類の対象者株式をも指すものとします。以下同じです。）を除きます。なお、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者普通株式を含むものとします。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者普通株式を非上場化させるべく、本公開買付けを実施いたします。

上記のとおり、本公開買付けは、対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者普通株式を非上場化することを目的としているため、①上記第 55 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（17,959,158 株）に、公開買付期間末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数（19,500 株）（平成 22 年 7 月 22 日以降本日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。）を加えた株式数から、上記平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信（連結）に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式数（1,522,517 株）、公開買付者との間で本公開買付けへの応募に係る合意が成立している対象者普通株式合計 3,169,260 株（以下「応募対象株式」といい、その詳細は下記参照。）及び非応募対象株式の合計数（4,246,520 株）を控除した株式数（9,040,361 株）の 3 分の 2 超に相当する株式数（6,026,908 株）、並びに②応募対象株式の合計数（3,169,260 株）の 2 つを合計して求められる株式数（9,196,168 株、保有割合にして 55.95%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記と同様の理由から、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、公開買付者は、松浦弘昌の親族と関連のある法人である Minamo Antilles N.V.（保有株式数 159,500 株、保有割合にして 0.97%）及び松浦不動産株式会社（保有株式数 70,000 株、保有割合にして 0.43%）、並びに松浦弘昌（保有株式数 115,070 株（ただし、対象者の役員持株会における松浦弘昌の持分に相当する株式の数を除く。）、保有割合にして 0.70%）、松浦康雄氏（保有株式数 390,170 株（ただし、対象者の役員持株会における松浦康雄氏の持分に相当する株式の数を除く。）、保有割合にして 2.37%）、松浦由治氏（保有株式数 182,810 株、保有割合にして 1.11%）、松浦久晴氏（保有株式数 146,370 株、保有割合にして 0.89%）及び松下功子氏（保有株式数 274,670 株、保有割合にして 1.67%）（以下これらの法人及び個人を併せて「応募予定株主」と総称します。）から、それぞれが保有する対象者普通株式の全て（合計 1,338,590 株、保有割合にして 8.14%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。加えて、公開買付者は、対象者の主要株主であるフジモトHDから、その保有する対象者株式（保有株式数 2,330,670 株、保有割合にして 14.18%）の一部（1,830,670 株、保有割合にして 11.14%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。他方で、公開買付者は、フジモトHDを含む非応募予定株主のそれぞれから、その保有する非応募対象株式（合計 4,246,520 株、保有割合にして 25.84%）について、本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付者の事前承諾がある場合を除き、譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わない旨の同意を得ております。

さらには、本公開買付けが成立したものの、これにより公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得できなかった場合には、

本公開買付けの成立後において、公開買付者は、対象者に対して下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続（以下「本完全支配化手続」といいます。）の実行を要請し、本完全支配化手続を経て、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得することを予定しています。本完全支配化手続が完了した後においては、対象者の株主として公開買付者及び非応募予定株主の全部又は一部が想定されますが、最終的な各株主の対象者に対する出資比率については、本日現在、確定しておりません。なお、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、これにより公開買付者が本新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、対象者に対して、本新株予約権の取得、本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続等を要請する予定であります。また、これらの手続を実行後、公開買付者は、対象者との間で吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しております。

本取引は、上記のとおり、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の完全親会社である松浦興産の発行済株式の全ては、対象者の代表取締役社長である松浦弘昌及びその親族等により保有されており、松浦弘昌は、本取引後も、特段の事情がない限り、継続して対象者の経営にあたる予定です。その他、本公開買付け後における対象者の経営体制等の詳細については、今後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

また、公開買付者は、応募予定株主から、本公開買付けの決済後一定期間以内において、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とし、かつ、応募予定株主それぞれの払込金額の総額は、本公開買付けの決済に伴い公開買付者より受領する金銭相当額のうち一定の金額以上とします。）の同意を得ております。また、公開買付者は、フジモトHDを除く非応募予定株主から、本完全支配化手続に関連して対象者より金銭を受領した場合、当該金銭相当額のうち一定の金額以上を払込金額の総額として、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とします。）の同意を得ております。さらには、公開買付者は、フジモトHDから、①本完全支配化手続の結果、フジモトHDが対象者株式を一切保有しないこととなった場合、本完全支配化手続に関連して対象者より受領する金銭相当額のうち一定の金額以上を払込金額の総額として、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とします。）、及び②公開買付者及び松浦興産が保有する対象者株式又は松浦興産が保有する公開買付者株式の全部が第三者に譲渡される場合、公開買付者及び松浦興産の要請に従い、当該譲渡に係る条件と同等の条件において、フジモトHDが自ら保有する対象者及び公開買付者の株式の全部を当該第三者に譲渡する旨の同意を得ております。その他、本日現在においては確定しておりませんが、応募予定株主及び非応募予定株主以外の松浦弘昌の親族等が、本日以降における公開買付者との交渉に基づき別途公開買付者との間で合意等を行うことにより、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける可能性もあります。これらの新規発行に係る公開買付者株式の引受け（以下「本第三者割当増資」といいます。）が完了した後においては、当該引受けを行った応募予定株主、非応募予定株主その他の松浦弘昌の親族等が公開買付者の株主となりますが、最終的な各株主の公開買付者に対する出資比率については、本日現在、確定しておりません。

なお、対象者公表の平成 22 年 11 月 9 日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当なものであり、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 22 年 11 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で利益が相反するものと認められる松浦弘昌及び松浦康雄氏を除く対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を勧めることを決議したとのことです。一方、対象者は、上記取締役会において、本新株予約権については、全てが対象者の取締役に対するストックオプションとして発行されたものであることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。この他、上記取締役会には、社外監査役を含む対象者の監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

この他、本公開買付けに係る決済に要する資金として、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、野村キャピタル・インベストメント株式会社から 154 億円を上限とした融資（以下「本件買収ローン」といいます。）を受けることを予定しています。本件買収ローンに係る融資条件の詳細については、別途、野村キャピタル・インベストメント株式会社との間で協議の上、本件買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本件買収ローンにおける契約においては、通常の買収ローンに規定される貸出実行条件、誓約事項等の契約条件と同様の契約条件が規定される予定です。特に本件買収ローンに関しては、①松浦興産が保有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者普通株式その他公開買付者の所有に係る一定の資産等に対して担保権が設定されること、②本完全支配化手続において対象者が全部取得条項（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）の付された普通株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。）を取得した日以降は、対象者及びその子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者の一定の資産等を本件買収ローンの担保に提供させること、並びに③非応募対象株式（ただし、フジモトHDの保有に係るものを除きます。）及び応募予定株主、非応募予定株主（ただし、フジモトHDを除きます。）その他の松浦弘昌の親族等が本第三者割当増資の引受けにより取得する公開買付者株式に対して担保権が設定されることなどが、予定されています。

（注）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、金融投資家と共同するなどして、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

（2） 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、昭和 32 年に医療機器及び医療補助材の製造並びに医薬品の販売を主目的に三信株式会社として設立され、昭和 36 年に合成樹脂製品の製造・加工技術を持つミマツ化学株式会社を吸収合併し、「コンビ」の商標で哺乳瓶、おまる、乳幼児食器の製造を開始しました。その後、昭和 43 年に商号を「コンビ株式会社」に改称し、本格的にベビー用品の展開を開始し、プラスチック加工技術を活かした「スワンのおまる」の展開を契機に「ベビー用品のコンビ」の認知を広め、その後、ベビーラック、ベビーバス、おもちゃなど積極的にアイテムを増やし、昭和 52 年にはベビーカー、昭和 54 年にはチャイルドシートの製造・販売を始め、「ベビー用品総合メーカー」としての地位を確立しました。現在は対象者の

主力事業であるベビー・トイ事業に加えて、アパレル、育児環境支援、機能性食品などに事業領域を拡大し、アジア・北米地域を中心としてグローバルに事業を展開しております。

対象者グループを取り巻く近年の経営環境は、中国市場においては人口増加に伴う需要拡大に合わせてベビー用品市場においても堅調な拡大が期待できる一方、対象者の主力マーケットである国内市場においては、これまで新生児数が過去 10 年において約 10%減少するなど近年市場規模の縮小傾向が著しく、かつ、今後も出生数が長期的に減少トレンドを継続する見通しであり、持続的な事業規模の拡大は極めて難しい状況にあります。また、近年は欧米ブランドの国内市場参入が加速し、高価格帯市場での対象者グループとの競争が激化する一方、低価格指向の消費者の増加傾向を受けて、小売店が低価格なアジアブランドの取扱いを拡大させるなど、消費者指向の二極化傾向が強まる中、対象者は今後のブランド戦略に関して非常に難しい舵取りを迫られております。また、北米市場においては財政金融政策の効果などにより、リーマンショック後の危機的状況を脱し、落ち着きを取り戻しているものの、個人消費の動向は依然不透明な状況にあります。

対象者の近年の業績は、上記のとおり国内市場・北米市場の個人消費低迷の影響が著しく、連結売上高は減少傾向にある状況です。このような状況に対処すべく、対象者グループは新製品の継続的投入や経費削減及び原価低減に努めた結果、営業利益及び営業利益率の構造的な低下傾向には陥っていないものの、対象者が強みとする常に先進的な商品をユーザーに提供するための企画開発力や対象者ブランドの根幹である高い品質・安全性を追求する体制を今後も維持したまま更なる追加的なコストダウンを実現することは非常に困難であると言わざるを得ません。

さらに、対象者は平成 22 年 8 月 3 日に平成 23 年 3 月期第 2 四半期の連結・個別業績予想を上方修正し、また平成 22 年 10 月 29 日に平成 23 年 3 月期第 2 四半期及び通期の連結・個別業績予想を上方修正しているものの、その主な要因は円高進行に伴う仕入高における為替差益のメリットであり、原材料価格の上昇・カントリーリスクの顕在化等が原価上昇圧力として業績に及ぼす影響は依然として存在し、各消費市場の先行きは依然不透明と言わざるを得ません。

上記のような状況を踏まえて、公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である松浦弘昌は、対象者グループを取り巻くこのような厳しい経営環境の中で、対象者グループが経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、意思決定の迅速化、機動的な組織改革の実現、グローバルな事業展開の更なる推進など、中長期的視点に立った従来の延長線上ではない抜本的な構造改革を実施することが必要不可欠であると考えました。

しかし、こうした抜本的な構造改革を実施するにあたっては、不採算事業に対する経営資源投入による一時的な収益の悪化や、新規事業立ち上げに伴う設備投資・研究開発費等の一時的なキャッシュアウト負担増加、また事業領域のグローバル化加速に伴う為替リスクの増大など、必ずしも資本市場から十分な評価を得られず、一般株主の皆様へマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらには、対象者が中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な構造改革を機動的に遂行するためには、短期的な業績の変動に左右されることなく、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって取り組むことが必要であります。

また、対象者は、平成 14 年 3 月には店頭市場から東京証券取引所市場第二部に株式を上場し、平成 15 年 3 月には東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されており、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、対象者には、現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、他方で、資本市場に対する規制強化により、株式の上場を維持するために必要なコスト（金融商品取引法

(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) 上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等) は、今後、益々増大することが見込まれることから、今後も継続して株式の上場を維持することの意義について再検討を迫られる状況にありました。

これらの状況を踏まえ、松浦弘昌は、対象者の一般株主の皆様に対して抜本的な構造改革に伴い発生するリスクの負担が及ばぬように回避しつつ、対象者が永続的な成長を続ける企業体質を有する企業へ変革するためには、マネジメント・バイアウト (MBO) の手法により、対象者の創業家の一員である松浦弘昌及びその親族等が上記のリスクを引き受け、当該松浦弘昌及びその親族等による迅速な意思決定の実現を図る目的を達成するため、それらの資産管理会社である松浦興産の傘下に公開買付者を設立し、公開買付者が対象者の発行済株式の全て (ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。) を取得し、対象者普通株式を非上場化することが最も有効な手段であるという結論に至りました。

以上のような考え方にに基づき、松浦弘昌は、平成 22 年 6 月よりマネジメント・バイアウト (MBO) の実現可能性についての予備的な検討を開始し、さらに松浦弘昌の親族等との間で協議を重ね、上記の理念について大枠の合意を得たことを踏まえて、同年 9 月下旬ころよりマネジメント・バイアウト (MBO) の実現可能性を精査すべく買収監査等を実施し、同時並行で公開買付者の設立手続を進めて参りました。

公開買付者及び松浦弘昌は、その後の対象者との協議・検討を経て、対象者から、本取引についての賛同・協力を得られる見込みがあると判断するに至りました。そしてこれらの検討結果等を受けて、松浦弘昌の親族等である一部株主との間で、その保有する対象者普通株式に係る本公開買付けへの応募又は非応募の合意を得た上で、公開買付者は平成 22 年 11 月 9 日に、本公開買付けをはじめとする本取引の実施を正式に決定しました。

なお、本取引は、マネジメント・バイアウト (MBO) の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の完全親会社である松浦興産の発行済株式の全ては、対象者の代表取締役社長である松浦弘昌及びその親族等により保有されており、松浦弘昌は、本取引後も、特段の事情がない限り、継続して対象者の経営にあたる予定です。その他、本公開買付け後における対象者の経営体制等の詳細については、今後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

また、公開買付者は、応募予定株主から、本公開買付けの決済後一定期間以内において、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨 (引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式 1 株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の 1 株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とし、かつ、応募予定株主それぞれの払込金額の総額は、本公開買付けの決済に伴い公開買付者より受領する金銭相当額のうち一定の金額以上とします。) の同意を得ております。また、公開買付者は、フジモトHDを除く非応募予定株主から、本完全支配化手続に関連して対象者より金銭を受領した場合、当該金銭相当額のうち一定の金額以上を払込金額の総額として、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨 (引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式 1 株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の 1 株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とします。) の同意を得ております。さらには、公開買付者は、フジモトHDから、①本完全支配化手続の結果、フジモトHDが対象者株式を一切保有しないこととなった場合、本完全支配化手続に関連して対象者より受領する金銭相当額のうち一定の金額以上を払込金額の総額として、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨 (引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式 1 株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の 1 株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とします。)、及び②公開買付者及び松浦興産が保有する対象者株式又は松浦興産が保有する公開買付者株式の全部が

第三者に譲渡される場合、公開買付者及び松浦興産の要請に従い、当該譲渡に係る条件と同等の条件において、フジモトHDが自ら保有する対象者及び公開買付者の株式の全部を当該第三者に譲渡する旨の同意を得ております。その他、本日現在においては確定しておりませんが、応募予定株主及び非応募予定株主以外の松浦弘昌の親族等が、本日以降における公開買付者との交渉に基づき別途公開買付者との間で合意等を行うことにより、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける可能性もあります。これらの本第三者割当増資が完了した後においては、これを引き受けた応募予定株主、非応募予定株主その他の松浦弘昌の親族等が公開買付者の株主となりますが、最終的な各株主の公開買付者に対する出資比率については、本日現在、確定しておりません。

この他、本公開買付けに係る決済に要する資金として、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、野村キャピタル・インベストメント株式会社から 154 億円を上限とした本件買収ローンに係る融資を受けることを予定しています。本件買収ローンに係る融資条件の詳細については、別途、野村キャピタル・インベストメント株式会社との間で協議の上、本件買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本件買収ローンにおける契約においては、通常の買収ローンに規定される貸出実行条件、誓約事項等の契約条件と同様の契約条件が規定される予定です。特に本件買収ローンに関しては、①松浦興産が保有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者普通株式その他公開買付者の所有に係る一定の資産等に対して担保権が設定されること、②本完全支配化手続において対象者が全部取得条項の付された普通株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。）を取得した日以降は、対象者及びその子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者の一定の資産等を本件買収ローンの担保に提供させること、並びに③非応募対象株式（ただし、フジモトHDの保有に係るものを除きます。）及び応募予定株主、非応募予定株主（ただし、フジモトHDを除きます。）その他の松浦弘昌の親族等が本第三者割当増資の引受けにより取得する公開買付者株式に対して担保権が設定されることなどが、予定されています。

この他、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からの本取引の提案を受け、公開買付者及び松浦興産並びに対象者から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）及び本取引に関するリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所からの助言等を踏まえ、上記のような対象者が置かれている状況を総合的に考慮して協議・検討及び公開買付者との交渉を行った結果、本取引により対象者普通株式を非上場化することが対象者にとっても、対象者の一般株主の皆様にとっても最善の選択であるとの結論に達するとともに、下記「（3）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、KPMGの作成に係る株式価値算定書並びに社外取締役及び社外監査役からの意見等を踏まえ、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当なものであり、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 22 年 11 月 9 日開催の取締役会において、松浦弘昌及び松浦康雄氏を除く対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を勧めることを決議したとのことです。

一方、対象者は、本新株予約権に関しては、全てが対象者の取締役に対するストックオプションとして発行されたものであることから、上記取締役会において、本新株予約権を本公開買付けに応募するかどうかについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

なお、上記取締役会においては、公開買付者の代表取締役及び公開買付者の完全親会社である松浦興産の株主であり、かつ、その保有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募するとともに本公開

買付け後には公開買付者に出資することを公開買付者との間で予め合意している、対象者の代表取締役社長である松浦弘昌、並びに公開買付者の完全親会社である松浦興産の株主及び取締役であり、かつ、その保有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後には公開買付者に出資することを公開買付者との間で予め合意している、対象者の取締役会長である松浦康雄氏は、いずれも本公開買付けを含む本取引について対象者との間で利益が相反するものと認められることから、本公開買付けの公正性を担保するため、本公開買付けを含む本取引に係る議案の審議及び決議に参加していないとのことです。また、上記取締役会には、社外監査役を含む対象者監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

この他、対象者は、平成 22 年 11 月 9 日に「平成 23 年 3 月期の配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成 22 年 11 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 23 年 3 月期の期末配当を行わないことを決議し、平成 23 年 3 月期期末配当予想を修正しているとのことです。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 価格の妥当性についての検討

公開買付者の完全親会社である松浦興産は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性を担保するため、当該買付価格を決定するにあたり、松浦興産及び公開買付者並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者普通株式及び本新株予約権の取得及び保有等を目的として平成 22 年 10 月 22 日付で公開買付者を設立しました。また、松浦興産は、野村證券に対して、公開買付者に対しても対象者の株式価値の算定に関する資料を提供し、対象者の株式価値の算定に関する説明を行うよう依頼しております。なお、松浦興産のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行い、松浦興産及び公開買付者は野村證券から平成 22 年 11 月 9 日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得いたしました（なお、松浦興産及び公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

上記各手法において算定された対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	662 円～692 円
類似会社比較法	952 円～1,242 円
DCF 法	918 円～1,192 円

まず、市場株価平均法では、平成 22 年 11 月 8 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の基準日終値（684 円）、直近の業績予想修正の公表翌営業日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。以下同じです。）である平成 22 年 11 月 1 日から基準日までの平均（676 円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近 1 ヶ月平均（662 円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近 3 ヶ月平均

(692 円、ただし小数点以下を四捨五入) 及び直近 6 ヶ月平均 (690 円、ただし小数点以下を四捨五入) を元に、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 662 円から 692 円までと分析しています。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 952 円から 1,242 円までと分析しています。

D C F 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 918 円から 1,192 円までと分析しています。また、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

公開買付者は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の分析結果を参考にし、かつ、対象者普通株式の市場株価動向等、マネジメント・バイアウト (MBO) の一環として行われた公開買付けの過去事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、本取引に関して実施された買収監査の結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者普通株式が上場廃止となることを見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案した上で、対象者との協議・交渉及び応募予定株主との間の合意を経て、最終的に平成 22 年 11 月 9 日において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を 1 株当たり 1,000 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 22 年 11 月 8 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値 684 円に対しては 46.20%、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日から遡る過去 1 ヶ月間の当該終値の単純平均値 662 円 (小数点以下を四捨五入) に対しては 51.06%、同過去 3 ヶ月間の当該終値の単純平均値 692 円 (小数点以下を四捨五入) に対しては 44.51%、同過去 6 ヶ月間の当該終値の単純平均値 690 円 (小数点以下を四捨五入) に対しては 44.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっています。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、全て対象者の取締役に対するストックオプションとして発行されたものであります。そのため、本新株予約権については、(i) 新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は、対象者の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から原則 10 日間以内に限り、当該新株予約権を行使できる等の行使条件が付され、(ii) 譲渡による当該新株予約権の取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされております。このような本新株予約権の内容に照らすと、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本公開買付けにおける本新株予約権の買付価格は 1 個当たり 1 円と決定しております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の妥当性を検討するにあたって、公開買付者及び松浦興産並びに対象者から独立した第三者算定機関である KPMG を選任し、KPMG に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、KPMG は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

KPMG は、対象者普通株式の株式価値算定のために必要となる情報を収集・検討するため、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等 (注 1) について説明を受け、資料を取得したとのことです。KPMG は、それらに基づき、市場株価平均法、D C F 法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行い、

対象者は、平成 22 年 11 月 9 日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「対象者算定書」といいます。）を受領したとのことです。

上記各手法において算定された対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	662 円～692 円
D C F 法	928 円～1, 098 円

市場株価平均法では、平成 22 年 11 月 8 日を基準日として、基準日、直近 1 ヶ月、直近 3 ヶ月、直近 6 ヶ月、及び対象者による直近の業績予想修正公表日以降の最初の営業日である平成 22 年 11 月 1 日から基準日までの各期間における、東京証券取引所市場第一部の対象者市場株価終値平均値をもとに、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を分析しているとのことです。

D C F 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の対象者の将来の財務予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を分析しているとのことです。K P M G の分析は、対象者が重要な事業の譲渡、清算等を予定しておらず、今後も現在の事業を継続することを前提とした、継続企業としての価値に基づいているとのことです。

また、対象者取締役会は、平成 22 年 11 月 9 日付で、K P M G から、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格は、一定の前提の下に（注 2）、公開買付者の特別関係者に該当する対象者の応募予定株主及び非応募予定株主以外の一般株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しているとのことです。

（注 1） K P M G が D C F 法による株式価値の算定に際して用いた対象者の事業計画は、対象者が平成 22 年 10 月 29 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表した平成 23 年 3 月期第 2 四半期（累計）連結業績予想数値及び平成 23 年 3 月期通期連結業績予想数値の修正内容を織り込んでいたとのことです。

（注 2） K P M G は、対象者算定書及び上記意見書の提出にあたり、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、これらの資料及び情報が全て正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性及び完全性について独自の検証を行っていないとのことです。また、K P M G は、対象者又は対象者の子会社の個別の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も取得しておりませんが、K P M G の算定に影響を与える未開示の重要事実並びに影響を与える可能性のある偶発債務、簿外債務及び訴訟等が存在していないことを対象者から確認しており、それを前提としているとのことです。加えて、K P M G は、対象者の財務予測が、対象者の経営陣による現時点における最善の予測と判断に基づき、合理的かつ適切な手続に従って作成されていることを前提としており、かかる財務予測の前提及び実現可能性について何ら意見表明を行うものではないとのことです。K P M G の上記意見書は、平成 22 年 11 月 8 日現在の経済環境、規制環境、市場環境その他の状況を前提とし、かつ、当該日時点までに K P M G が入手した情報に基づき作成されたものとのことです。

② 独立のリーガル・アドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガル・アドバイザーとして公開買付者及び松浦興産並びに対象者から独立した第三者である佐藤総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼したとのことです。同事務所は、必要に応じて対象者の取締役会との間で複数回協議し、また、本取引及び本公開買付けに関する質疑応答を行うことにより、その法的助言にあたり関連する情報を取得したとのことです。

対象者の取締役会は、佐藤総合法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、本取引及び本公開買付けの具体的な条件等について慎重に協議・検討を行ったとのことです。

③ 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の代表取締役社長である松浦弘昌は対象者プレスリリース公表日現在において公開買付者の代表取締役及び公開買付者の完全親会社である松浦興産の株主であり、かつ、その保有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後には公開買付者に出資することを公開買付者との間で予め合意しており、また対象者の取締役会長である松浦康雄氏は対象者プレスリリース公表日現在において公開買付者の完全親会社である松浦興産の株主及び取締役であり、かつ、その保有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後には公開買付者に出資することを公開買付者との間で予め合意しているため、いずれも本公開買付けを含む本取引について対象者との間で利益が相反するものと認められることから、本公開買付けの公正性を担保するため、対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。他方、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成 22 年 11 月 9 日開催の対象者の取締役会には、松浦弘昌及び松浦康雄氏を除く対象者の取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を勧めること、並びに本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。また、上記取締役会には、社外監査役を含む対象者監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

④ 社外取締役及び社外監査役による協議・検討

対象者プレスリリースによれば、対象者の社外取締役である古谷昇氏並びに社外監査役である公文敏雄氏、高崎英雄氏及び塚田道明氏は、本取引の公正性、透明性及び客観性を高めるべく、対象者の取締役会とは別の機会に、佐藤総合法律事務所から、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法等についての恣意性の排除等に関する法的助言を受け、また、KPMG から、株式価値算定の手法及び算定過程において考慮すべき事項等について説明を受けたうえで協議・検討を行ったとのことです。その結果、上記各社外役員から、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議はない旨の意見が出され、対象者の取締役会に報告されたとのことです。

⑤ 各買付価格等の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、32 営業日としております。公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けにおける各買付価格の公正性の担保に配慮しております。また、公開買付者と対象

者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付け、特にその各買付け価格の公正性の担保に配慮しております。

⑥ 買付け予定数の下限の設定

公開買付け者は、本公開買付けについて、(i) 対象者が平成 22 年 8 月 13 日に提出した第 55 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 (17,959,158 株) に、公開買付け期間末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数 (19,500 株) (平成 22 年 7 月 22 日以降本日まで本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。)を加えた株式数から、対象者が平成 22 年 11 月 9 日に公表した平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信 (連結) に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式数 (1,522,517 株)、応募対象株式の合計数 (3,169,260 株) 及び非応募対象株式の合計数 (4,246,520 株) を控除した株式数 (9,040,361 株) の 3 分の 2 超に相当する株式数 (6,026,908 株)、並びに (ii) 応募対象株式の合計数 (3,169,260 株) の 2 つを合計して求められる株式数 (9,196,168 株、保有割合にして 55.95%) 以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付け者は、応募対象株式の応募に加えて、対象者の保有する自己株式、応募対象株式及び非応募対象株式以外の対象者普通株式の 3 分の 2 を超える応募がない場合には、本取引を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を尊重し得る仕組みを採用しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付け者は、本公開買付けが成立したものの、これにより対象者の発行済普通株式の全て (ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後において、以下の方法により、本完全支配化手続、すなわち、公開買付け者が対象者の発行済株式の全て (ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得するための手続を実施することを予定しています。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付け者は、①対象者の定款の一部を変更して、対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できるようにすることで、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の定款の一部を変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全て (ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付すること (ただし、当該別個の種類の対象者株式について上場申請は行わない予定です。)を付議議案に含む対象者の臨時株主総会 (以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①の付議議案に対するご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の上記②の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会 (以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となるため、公開買付け者は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日に、上記②に係る定款の一部変更を付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定です。なお、本公開買付けが成立し、本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付け者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、公開

買付者は、非応募予定株主より、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する旨の同意を得ております。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（ただし、対象者を除きます。）の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却の結果、当該各株主の皆様に対して交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格に当該各株主の皆様が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除く対象者の発行済株式の全てを自らが保有することとなるよう、公開買付者及び非応募予定株主以外の、本公開買付けに応募されなかった対象者株式の株主の皆様に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを対象者に対して要請する予定であります。なお、本公開買付け後における公開買付者及び非応募予定株主以外の対象者株式の株主の皆様を対象者株式の保有状況によっては、公開買付者は、対象者の保有する自己株式のみを除く対象者の発行済株式の全て又は当該自己株式のほか非応募対象株式の一部のみを除く対象者の発行済株式の全てを自らが保有することとなるよう、公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募予定株主の一部以外の、本公開買付けに応募されなかった対象者株式の株主の皆様に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを対象者に対して要請する可能性もあります。この場合における非応募予定株主又は当該一部の非応募予定株主を除いた残りの非応募予定株主の取扱いについては、下記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」記載の非応募予定株主との間の合意事項の概要をご参照ください。

公開買付者は、原則として、本公開買付けの決済日後3ヶ月以内を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会が開催され、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに本完全支配化手続を完了させることを予定しております。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたものと考えられる会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの (i) 又は (ii) の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者及び非応募予定株主の株券等所有割合、公開買付者及び非応募予定株主以外の対象者株式の株主の皆様を対象者株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況などによっては、実施に時間を要し、又は実施の方法若しくは有無に変更が生じる可能性があります。ただし、上記方法を変更する場合でも、公開買付者は、公開買付者及び非応募予定株主以外の、本公開買付けに応募されなかった対象者株式の株主の皆様（又は公開買付者のみ若

しくは公開買付者及び非応募予定株主の一部以外の、本公開買付けに応募されなかった対象者株式の株主の皆様）に対して、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。なお、上記状況などによっては対象者の保有する自己株式のみ又は当該自己株式及び非応募対象株式の一部のみを除きます。）を保有することを予定しております。この場合における当該対象者株式の株主の皆様へ交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける普通株式1株当たりの買付価格に当該各株主の皆様が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

この他、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの、これにより公開買付者が本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者に対して、本新株予約権の取得、本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続等を要請する予定であります。

公開買付者は、上記各手続の実行後、平成23年7月を目途に、本合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様各位において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

（５） 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、その後、公開買付者は、適用ある法令及び上記「（４） 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続に従って、自らが対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、その場合にも、対象者普通株式は、上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者普通株式が上場廃止となった場合は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

（６） 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

上記のとおり、公開買付者は、応募予定株主から、それぞれが保有する対象者普通株式の全て（合計1,338,590株、保有割合にして8.14%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。加えて、公開買付者は、対象者の主要株主であるフジモトHDから、その保有する対象者株式（保有株式数2,330,670株、保有割合にして14.18%）の一部（1,830,670株、保有割合にして11.14%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。他方で、公開買付者は、フジモトHDを含む非応募予定株主から、その保有する非応募対象株式（合計4,246,520株、保有割合にして25.84%）について、本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付者の事前承諾がある場合を除き、譲渡、移転、担保設定その他一切の処分を行わない旨の同意を得ております。

また、公開買付者は、応募予定株主から、本公開買付けの決済後一定期間以内において、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定

される額とし、かつ、応募予定株主それぞれの払込金額の総額は、本公開買付けの決済に伴い公開買付者より受領する金銭相当額のうち一定の金額以上とします。)の同意を得ております。また、公開買付者は、フジモトHDを除く非応募予定株主から、本完全支配化手続に関連して対象者より金銭を受領した場合、当該金銭相当額のうち一定の金額以上を払込金額の総額として、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨(引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とします。)の同意を得ております。さらには、公開買付者は、フジモトHDから、①本完全支配化手続の結果、フジモトHDが対象者株式を一切保有しないこととなった場合、本完全支配化手続に関連して対象者より受領する金銭相当額のうち一定の金額以上を払込金額の総額として、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨(引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とします。)、及び②公開買付者及び松浦興産が保有する対象者株式又は松浦興産が保有する公開買付者株式の全部が第三者に譲渡される場合、公開買付者及び松浦興産の要請に従い、当該譲渡に係る条件と同等の条件において、フジモトHDが自ら保有する対象者及び公開買付者の株式の全部を当該第三者に譲渡する旨の同意を得ております。

この他、公開買付者は、非応募予定株主より、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、本完全支配化手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	コンビ株式会社
② 所 在 地	東京都台東区元浅草二丁目6番7号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松浦 弘昌
④ 事 業 内 容	ベビー用品／乳幼児玩具などの開発・製造・販売輸出及び技術供与
⑤ 資 本 金	2,991,922 千円
⑥ 設 立 年 月 日	昭和32年12月2日
⑦ 大株主及び持株比率 (平成22年3月31日 現在)	ピップトウキョウ株式会社 13.42% 松浦興産株式会社 11.60% マツウラエンタープライズビービー 3.67% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3.46% 有限会社ピーアンドエム 3.39% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 2.17% 松浦 康雄 2.16% エセル有限会社 1.85% 株式会社みずほ銀行 1.78% 株式会社三菱東京UFJ銀行 1.72%
⑧ 公開買付者と対象者の関係	
資 本 関 係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の完全親会社である松浦興産株式会社は、平成22年6月30日現在の対象者の発行済株式総数から平成22年9月30日現在の対象者の保有する自己株式数を除いた株式数の12.68%(2,084,320株)を保有しております。

人 的 関 係	公開買付者の代表取締役である松浦弘昌は、対象者の代表取締役社長を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、対象者の主要株主である松浦興産株式会社の完全子会社であり、対象者の関連当事者に該当します。

(注1) 上記「大株主及び持株比率（平成22年3月31日現在）」は、対象者の第54期有価証券報告書（平成22年6月29日提出）に基づいて作成しております。

(注2) マツウラエンタープライズビービーは、Matsuura Enterprises B.V. へ名義変更を行い、本日現在、従前より Matsuura Enterprises B.V. 名義で保有していた株式数（34,000株）と併せ、その所有株式数は694,000株、持株比率は3.86%となります。

(注3) 対象者の第55期第1四半期報告書（平成22年8月13日提出）によると、大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当該第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していないとのことです。

(注4) 対象者公表の平成22年11月1日付「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」によれば、対象者の主要株主である筆頭株主のピップトウキョウ株式会社が、平成22年11月1日を合併効力発生日とし、ピップフジモト株式会社を存続会社、ピップトウキョウ株式会社を消滅会社とする合併を経て、存続会社であるピップフジモト株式会社が同日をもって商号変更したピップ株式会社より、対象者株式についてピップ株式会社の親会社であるフジモトHDへの現物配当が行われたことにより、平成22年11月1日付で主要株主の異動が生じたとのことです。かかる主要株主の異動に関して、対象者は、平成22年11月5日に、臨時報告書を提出しております。その概要は以下のとおりです。

・主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

① 主要株主となるもの
フジモトHD

② 主要株主でなくなるもの
ピップトウキョウ株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

① フジモトHD

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0 個	0%
異動後	4,661 個	14.2%

② ピップトウキョウ株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	4,621 個	14.1%
異動後	0 個	0%

(注) 1. 総株主等の議決権に対する割合は、平成22年9月30日現在の株主名簿に基づき、発行済株式総数17,959,158株から議決権を有しない株式数1,522,517株（自己株式数）を控除した総株主の議決権の数32,835個を基準として計算しております。

2. フジモトHDの異動後における所有議決権の数については、主要株主以外の株主（ピップフジモト株式会社）からの議決権40個の異動を含んでおります。

(3) 当該異動の年月日

平成22年11月1日

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 決 定	平成 22 年 11 月 9 日（火曜日）
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成 22 年 11 月 10 日（水曜日）
公 告 掲 載 新 聞 名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成 22 年 11 月 10 日（水曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 11 月 10 日（水曜日）から平成 22 年 12 月 27 日（月曜日）まで（32 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません

(3) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1 株につき 金 1,000 円
- ② 本新株予約権 1 個につき 金 1 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

公開買付者の完全親会社である松浦興産は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性を担保するため、当該買付価格を決定するにあたり、松浦興産及び公開買付者並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者普通株式及び本新株予約権の取得及び保有等を目的として平成 22 年 10 月 22 日付で公開買付者を設立しました。また、松浦興産は、野村證券に対して、公開買付者に対しても対象者の株式価値の算定に関する資料を提供し、対象者の株式価値の算定に関する説明を行うよう依頼しております。なお、松浦興産のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行い、松浦興産及び公開買付者は野村證券から平成 22 年 11 月 9 日に公開買付者算定書を取得いたしました（なお、松浦興産及び公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

上記各手法において算定された対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	662 円～692 円
類似会社比較法	952 円～1,242 円
DCF 法	918 円～1,192 円

まず、市場株価平均法では、平成 22 年 11 月 8 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の基準日終値（684 円）、直近の業績予想修正の公表翌営業日である平成 22 年 11 月 1 日から基準日までの平均（676 円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近 1 ヶ月平均（662 円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近 3 ヶ月平均（692 円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近 6 ヶ月平均（690 円、ただし小数点以下を四捨五入）を元に、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 662 円から 692 円までと分析しています。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を

952 円から 1,242 円までと分析しています。

DCF 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 918 円から 1,192 円までと分析しています。また、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

公開買付者は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の分析結果を参考にし、かつ、対象者の普通株式の市場株価動向等、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われた公開買付けの過去事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、本取引に関して実施された買収監査の結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案した上で、対象者との協議・交渉及び応募予定株主との間の合意を経て、最終的に平成 22 年 11 月 9 日において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を 1 株当たり 1,000 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 22 年 11 月 8 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値 684 円に対しては 46.20%、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日から遡る過去 1 ヶ月間の当該終値の単純平均値 662 円（小数点以下を四捨五入）に対しては 51.06%、同過去 3 ヶ月間の当該終値の単純平均値 692 円（小数点以下を四捨五入）に対しては 44.51%、同過去 6 ヶ月間の当該終値の単純平均値 690 円（小数点以下を四捨五入）に対しては 44.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっています。

（ii）新株予約権

本新株予約権は、全て対象者の取締役に対するストックオプションとして発行されたものであります。そのため、本新株予約権については、（i）新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は、対象者の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から原則 10 日間以内に限り、当該新株予約権を行使できる等の行使条件が付され、（ii）譲渡による当該新株予約権の取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされております。このような本新株予約権の内容に照らすと、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行行使できないと解されることから、本公開買付けにおける本新株予約権の買付価格は 1 個当たり 1 円と決定しております。

② 算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯）

公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である松浦弘昌は、対象者グループを取り巻く厳しい経営環境の中で、対象者グループが経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、意思決定の迅速化、機動的な組織改革の実現、グローバルな事業展開の更なる推進など、中長期的視点に立った従来の延長線上ではない抜本的な構造改革を実施することが必要不可欠であると考えました。

しかし、こうした抜本的な構造改革を実施するにあたっては、不採算事業に対する経営資源投入による一時的な収益の悪化や、新規事業立ち上げに伴う設備投資・研究開発費等の一時的なキャッシュアウト負担増加、また事業領域のグローバル化加速に伴う為替リスクの増大など、必ずしも資本市場から十分な評価を得られず、一般株主の皆様へマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらには、対象者が中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な構造改革を機動的に遂行するためには、短期的な業績の変動に左右されることなく、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって取り組むことが必要であります。

また、対象者は、平成 14 年 3 月には店頭市場から東京証券取引所市場第二部に株式を上場し、平成 15 年 3 月には東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されており、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向

上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、対象者には、現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の実現性は見込まれず、他方で、資本市場に対する規制強化により、株式の上場を維持するために必要なコスト（金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等）は、今後、益々増大することが見込まれることから、今後も継続して株式の上場を維持することの意義について再検討を迫られる状況にありました。

これらの状況を踏まえ、松浦弘昌は、対象者の一般株主の皆様に対して抜本的な構造改革に伴い発生するリスクの負担が及ばぬように回避しつつ、対象者が持続的な成長を続ける企業体質を有する企業へ変革するためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、対象者の創業家の一員である松浦弘昌及びその親族等が上記のリスクを引き受け、当該松浦弘昌及びその親族等による迅速な意思決定の実現を図る目的を達成するため、それらの資産管理会社である松浦興産の傘下に公開買付者を設立し、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得し、対象者普通株式を非上場化することが最も有効な手段であるという結論に至りました。

以上のような考え方にに基づき、松浦弘昌は、平成 22 年 6 月よりマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性についての予備的な検討を開始し、さらに松浦弘昌の親族等との間で協議を重ね、上記の理念について大枠の合意を得たことを踏まえて、同年 9 月下旬ころよりマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性を精査すべく買収監査等を実施し、同時並行で公開買付者の設立手続を進めて参りました。

公開買付者及び松浦弘昌は、その後の対象者との協議・検討を経て、対象者から、本取引についての賛同・協力を得られる見込みがあると判断するに至りました。そしてこれらの検討結果及び下記「（買付価格の公正性を担保するための措置）」の項目「（i）価格の妥当性についての検討」記載の検討結果を受けて、松浦弘昌の親族等である一部株主との間で、その保有する対象者普通株式に係る本公開買付けへの応募又は非応募の合意を得た上で、公開買付者は平成 22 年 11 月 9 日に、本公開買付けをはじめとする本取引の実施を正式に決定するとともに、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を 1 株当たり 1,000 円とすることを決定いたしました。この他、本新株予約権については、下記「（買付価格の公正性を担保するための措置）」の項目「（i）価格の妥当性についての検討」記載の理由に基づき、平成 22 年 11 月 9 日に、本公開買付けにおける本新株予約権の買付価格を 1 個当たり 1 円と決定いたしました。なお、公開買付者は、新株予約権の買付価格の算定に関し、第三者の算定書は取得しておりません。

（買付価格の公正性を担保するための措置）

（i） 価格の妥当性についての検討

公開買付者の完全親会社である松浦興産は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性を担保するため、当該買付価格を決定するにあたり、松浦興産及び公開買付者並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者普通株式及び本新株予約権の取得及び保有等を目的として平成 22 年 10 月 22 日付で公開買付者を設立しました。また、松浦興産は、野村證券に対して、公開買付者に対しても対象者の株式価値の算定に関する資料を提供し、対象者の株式価値の算定に関する説明を行うよう依頼しております。なお、松浦興産のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行い、松浦興産及び公開買付者は野村證券から平成 22 年 11 月 9 日に公開買付者算定書を取得いたしました（なお、松浦興産及び公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

上記各手法において算定された対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	662 円～692 円
類似会社比較法	952 円～1, 242 円
D C F 法	918 円～1, 192 円

市場株価平均法では、平成 22 年 11 月 8 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の基準日終値（684 円）、直近の業績予想修正の公表翌営業日である平成 22 年 11 月 1 日から基準日までの平均（676 円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近 1 ヶ月平均（662 円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近 3 ヶ月平均（692 円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近 6 ヶ月平均（690 円、ただし小数点以下を四捨五入）を元に、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 662 円から 692 円までと分析しています。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 952 円から 1, 242 円までと分析しています。

D C F 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 918 円から 1, 192 円までと分析しています。また、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

公開買付者は、野村證券から取得した公開買付け算定書記載の分析結果を参考にし、かつ、対象者普通株式の市場株価動向等、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われた公開買付けの過去事例において買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、本取引に関して実施された買収監査の結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し、並びに本公開買付けの後に対象者普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案した上で、対象者との協議・交渉及び応募予定株主との間の合意を経て、最終的に平成 22 年 11 月 9 日において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を 1 株当たり 1, 000 円と決定いたしました。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、全て対象者の取締役に対するストックオプションとして発行されたものであります。そのため、本新株予約権については、(i) 新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は、対象者の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から原則 10 日間以内に限り、当該新株予約権を行使できる等の行使条件が付され、(ii) 譲渡による当該新株予約権の取得については対象者の取締役会の決議による承認を要するものとされております。このような本新株予約権の内容に照らすと、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本公開買付けにおける本新株予約権の買付価格は 1 個当たり 1 円と決定しております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の妥当性を検討するにあたって、公開買付者及び松浦興産並びに対象者から独立した第三者算定機関である KPMG を選任し、KPMG に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、KPMG は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

KPMG は、対象者普通株式の株式価値算定のために必要となる情報を収集・検討するため、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等について説明を受け、資料を取得したとのことです。KPMG は、それらに基づき、市場株価平均法、D C F 法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行い、対象者は、平成 22 年 11 月 9 日に対象者算定書を受領したとのことです。

上記各手法において算定された対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	662 円～692 円
D C F 法	928 円～1, 098 円

市場株価平均法では、平成 22 年 11 月 8 日を基準日として、基準日、直近 1 ヶ月、直近 3 ヶ月、直近 6 ヶ月、及び対象者による直近の業績予想修正公表日以降の最初の営業日である平成 22 年 11 月 1 日から基準日までの各期間における、東京証券取引所市場第一部の対象者市場株価終値平均値をもとに、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を分析しているとのことです。

D C F 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の対象者の将来の財務予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を分析しているとのことです。K P M G の分析は、対象者が重要な事業の譲渡、清算等を予定しておらず、今後も現在の事業を継続することを前提とした、継続企業としての価値に基づいているとのことです。

また、対象者取締役会は、平成 22 年 11 月 9 日付で、K P M G から、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格は、一定の前提の下に、公開買付者の特別関係者に該当する対象者の応募予定株主及び非応募予定株主以外の一般株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しているとのことです。

(ii) 独立のリーガル・アドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガル・アドバイザーとして公開買付者及び松浦興産並びに対象者から独立した第三者である佐藤総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼したとのことです。同事務所は、必要に応じて対象者の取締役会との間で複数回協議し、また、本取引及び本公開買付けに関する質疑応答を行うことにより、その法的助言にあたり関連する情報を取得したとのことです。

対象者の取締役会は、佐藤総合法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、本取引及び本公開買付けの具体的な条件等について慎重に協議・検討を行ったとのことです。

(iii) 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の代表取締役社長である松浦弘昌は対象者プレスリリース公表日現在において公開買付者の代表取締役及び公開買付者の完全親会社である松浦興産の株主であり、かつ、その保有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後には公開買付者に出資することを公開買付者との間で予め合意しており、また対象者の取締役会長である松浦康雄氏は対象者プレスリリース公表日現在において公開買付者の完全親会社である松浦興産の株主及び取締役であり、かつ、その保有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募するとともに本公開買付け後には公開買付者に出資することを公開買付者との間で予め合意しているため、いずれも本公開買付けを含む本取引について対象者との間で利益が相反するものと認められることから、本公開買付けの公正性を担保するため、対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。他方、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成 22 年 11 月 9 日開催の対象者の取締役会には、松浦弘昌及び松浦康雄氏を除く対象者の取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を勧めること、並びに本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。また、上記取締役会には、社外監査役を含む対象者監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(iv) 社外取締役及び社外監査役による協議・検討

対象者プレスリリースによれば、対象者の社外取締役である古谷昇氏並びに社外監査役である公文敏雄氏、高崎英雄氏及び塚田道明氏は、本取引の公正性、透明性及び客観性を高めるべく、対象者の取締役会とは別の機会に、佐藤総合法律事務所から、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法等についての恣意性の排除等に関する法的助言を受け、また、K P M G から、株式価値

算定の手法及び算定過程において考慮すべき事項等について説明を受けたうえで協議・検討を行ったとのことです。その結果、上記各社外役員から、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議はない旨の意見が出され、対象者の取締役会に報告されたとのことです。

(v) 各買付価格等の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、32 営業日としております。公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けにおける各買付価格の公正性の担保に配慮しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付け、特にその各買付価格の公正性の担保に配慮しております。

(vi) 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、(i) 対象者が平成 22 年 8 月 13 日に提出した第 55 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 (17,959,158 株) に、公開買付期間末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数 (19,500 株) (平成 22 年 7 月 22 日以降本日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。)を加えた株式数から、対象者が平成 22 年 11 月 9 日に公表した平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信 (連結) に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式数 (1,522,517 株)、応募対象株式の合計数 (3,169,260 株) 及び非応募対象株式の合計数 (4,246,520 株) を控除した株式数 (9,040,361 株) の 3 分の 2 超に相当する株式数 (6,026,908 株)、並びに (ii) 応募対象株式の合計数 (3,169,260 株) の 2 つを合計して求められる株式数 (9,196,168 株、保有割合にして 55.95%) 以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、応募対象株式の応募に加えて、対象者の保有する自己株式、応募対象株式及び非応募対象株式以外の対象者普通株式の 3 分の 2 を超える応募がない場合には、本取引を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を尊重し得る仕組みを採用しております。

③ 算定機関との関係

公開買付者の完全親会社である松浦興産のフィナンシャル・アドバイザー (算定機関) である野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,209,621 (株)	9,196,168 (株)	— (株)

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (9,196,168 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けを通じて、対象者の保有する自己株式 (対象者が平成 22 年 11 月 9 日に公表した平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信 (連結) に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式数は 1,522,517 株) を取得する予定はありません。ただし、公開買付期間末日までに本新株予約権の行使により移転される自己株式については、この限りではありません。

(注 3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としております。

(注 5) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が買付け等を行う対象者の株券等の最大数である 12,209,621 株を記載しており

ます。なお、当該最大数は、対象者が平成 22 年 8 月 13 日に提出した第 55 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（17,959,158 株）に、公開買付期間末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数（19,500 株）

（平成 22 年 7 月 22 日以降本日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。）を加えた株式数から、上記平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信（連結）に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式数（1,522,517 株）及び非応募対象株式の合計数（4,246,520 株）を控除した株式数（12,209,621 株）となります。

- （注 6）買付予定数の下限は、①上記第 55 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（17,959,158 株）に、公開買付期間末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数（19,500 株）（平成 22 年 7 月 22 日以降本日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。）を加えた株式数から、上記平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信（連結）に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式数（1,522,517 株）、応募対象株式の合計数（3,169,260 株）及び非応募対象株式の合計数（4,246,520 株）を控除した株式数（9,040,361 株）の 3 分の 2 超に相当する株式数（6,026,908 株）、並びに②応募対象株式の合計数（3,169,260 株）の 2 つを合計して求められる株式数（9,196,168 株、保有割合にして 55.95%）を記載しております。

（6）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	（買付け等前における株券等所有割合 0.00%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	15,615 個	（買付け等前における株券等所有割合 47.44%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	24,419 個	（買付け等後における株券等所有割合 100.00%）
対象者の総株主等の議決権の数	32,835 個	

- （注 1）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等についても、非応募対象株式に該当するもの（合計 4,246,520 株）を除き、本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」について、特別関係者の所有株券等（7,821,056 株）のうち非応募対象株式に該当するもの（合計 4,246,520 株）に係る議決権の数（8,493 個）として計算しております。

- （注 2）「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（12,209,621 株）に係る議決権の数を記載しております。

- （注 3）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 22 年 8 月 13 日に提出した第 55 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権が公開買付期間末日までに行使されることにより発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（17,959,158 株）に、本新株予約権が公開買付期間末日までに行使されることにより発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数（19,500 株）（平成 22 年 7 月 22 日以降本日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。）を加えた株式数から、対象者が平成 22 年 11 月 9 日に公表した平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信（連結）に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式数（1,522,517 株）を控除した株式数（16,456,141 株）に係る議決権の数である 32,912 個を、分母として計算しております（なお、対象者の単元株式数は 500 株です。）。

- （注 4）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7）買付代金 12,209,621,000 円

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付期間末日まで行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

なお、野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ (<https://www.nomurajoy.jp/>) に記載される方法によって公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続を行ってください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われる

ものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書面又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付者及び公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び「公開買付応募申込書」送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは「公開買付応募申込書」の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（ただし、当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 22 年 11 月 10 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」並びに「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当なものであり、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 22 年 11 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で利益が相反するものと認められる松浦弘昌及び松浦康雄氏を除く対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を勧めることを決議したとのことです。一方、対象者は、上記取締役会において、本新株予約権については、全てが対象者の取締役に対するストックオプションとして発行されたものであることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。この他、上記取締役会には、社外監査役を含む対象者の監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

② 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

対象者の代表取締役である松浦弘昌は、公開買付者の代表取締役に就任しております。

また、公開買付者は、松浦弘昌及び対象者の取締役である松浦康雄氏から、それぞれの保有する対象者普通株式の全て（合計 505,240 株、保有割合にして 3.07%）について、本公開買付けに応募する旨の

同意を得ております。また、公開買付者は、松浦弘昌及び松浦康雄氏から、本公開買付けの決済後一定期間以内において、公開買付者が新規に発行する株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在で未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産額を基準として合理的に算定される額とし、かつ、松浦弘昌及び松浦康雄氏の払込金額の総額は、本公開買付けの決済に伴い公開買付者より受領する金銭相当額のうち一定の金額以上とします。）の同意を得ております。

この他、本取引は、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の完全親会社である松浦興産の発行済株式の全ては、対象者の代表取締役社長である松浦弘昌及びその親族等により保有されており、松浦弘昌は、本取引後も、特段の事情がない限り、継続して対象者の経営にあたる予定です。この他、本公開買付け後における対象者の経営体制等の詳細については、今後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

③ 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

④ 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「1. 買付け等の目的」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成22年10月29日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の業績予想の修正の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成23年3月期第2四半期（累計）連結業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
前回発表予想（A）	12,500	860	840	580	35円29銭
今回修正予想（B）	13,200	1,420	1,380	940	57円19銭
増減額（B－A）	700	560	540	360	—
増減率（％）	5.6	65.1	64.3	62.1	—
（ご参考）前期第2四半期実績 （平成22年3月期第2四半期）	12,770	572	564	272	16円57銭

平成 23 年 3 月期通期連結業績予想数値の修正（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
前回発表予想（A）	26,000	1,340	1,290	810	49 円 28 銭
今回修正予想（B）	26,800	2,120	2,050	1,340	81 円 52 銭
増減額（B－A）	800	780	760	530	—
増減率（％）	3.1	58.2	58.9	65.4	—
（ご参考）前期実績 （平成 22 年 3 月期）	26,428	1,967	1,961	1,201	73 円 10 銭

平成 23 年 3 月期第 2 四半期（累計）個別業績予想数値の修正（平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1 株当たり 四半期純利益
前回発表予想（A）	7,900	340	340	230	13 円 99 銭
今回修正予想（B）	8,400	790	790	560	34 円 07 銭
増減額（B－A）	500	450	450	330	—
増減率（％）	6.3	132.4	132.4	143.5	—
（ご参考）前期第 2 四半期実績 （平成 22 年 3 月期第 2 四半期）	7,585	130	65	△198	△12 円 09 銭

平成 23 年 3 月期通期個別業績予想数値の修正（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
前回発表予想（A）	15,600	480	570	310	18 円 86 銭
今回修正予想（B）	16,700	1,000	1,050	700	42 円 59 銭
増減額（B－A）	1,100	520	480	390	—
増減率（％）	7.1	108.3	84.2	125.8	—
（ご参考）前期実績 （平成 22 年 3 月期）	15,864	810	674	143	8 円 73 銭

② 平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信

対象者は、平成 22 年 11 月 9 日に「平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信」を公表しております。当該公表に基づく当該第 2 四半期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。なお、対象者は、公開買付期間中に、平成 23 年 3 月期（第 55 期）第 2 四半期に係る四半期報告書を提出する予定であるとのことです。

（i）損益の状況（連結）

決算年月	平成 23 年 3 月期 (第 55 期) 第 2 四半期連結累計期間
売上高	13,235,710 千円
売上原価	6,258,612 千円
販売費及び一般管理費	5,555,540 千円
営業外収益	99,282 千円
営業外費用	139,862 千円
四半期純利益	948,344 千円

（ii）1 株当たりの状況（連結）

決算年月	平成 23 年 3 月期 (第 55 期) 第 2 四半期連結累計期間
1 株当たり四半期純利益	57 円 70 銭
1 株当たり配当額	—
1 株当たり純資産額	1,075 円 35 銭

③ 平成 23 年 3 月期の配当予想の修正

対象者公表の平成 22 年 11 月 9 日付「平成 23 年 3 月期の配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成 22 年 11 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 23 年 3 月期の期末配当を行わないことを決議し、平成 23 年 3 月期期末配当予想を修正しているとのことです。

以 上

※このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、このプレスリリースの発表から 12 時間を経過するまでは、コンビ株式会社株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、公開買付者は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

※このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

※このプレスリリースには、コンビ株式会社株式及び本新株予約権を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

※国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリースが 受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。